

(二) 電動ファン付き呼吸用保護具に係る型式検査を行おうとして(一)の登録の申請をした者(以下「登録申請者」という。)について、厚生労働大臣が必ず登録をしなければならないものとされるための要件の一つとして、登録申請者が別表第一四に掲げる設備を用いて型式検査を行うものであることを規定することとした。(別表第一四関係)

施行期日等
検討規定

(一) 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。(附則第七条関係)

(二) 施行期日
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、6及び7は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、3は公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から、2は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(法律第八三号)(厚生労働省)

一 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の一部改正関係

1 題名に関する事項
題名を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に改めることとした。(題名関係)

2 目的に関する事項
この法律の目的は、地域における創意工夫を生かしつつ、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進する措置を講ずる旨を明記することとした。(第一条関係)

3 総合確保方針 都道府県計画及び市町村計画に関する事項
(一) 厚生労働大臣は、関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針(以下「総合確保方針」という。)を定めなければならないこととした。総合確保方針においては、医療法第三〇条の三第一項の基本方針及び介護保険法第一一六条第一項の基本指針の基本となるべき事項、公正性及び透明性の確保その他4の基金を充てて実施する都道府県事業に関する基本的な事項等を定めることとした。(第三条第一項、第三項関係)

(二) 都道府県及び市町村は、総合確保方針に即して、かつ、地域の実情に応じた、医療及び介護の総合的な確保のための事業(地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設及び設備の整備に関する事業、居宅等における医療の提供に関する事業、公的介護施設等の整備に関する事業、医療従事者及び介護従事者の確保に関する事業等)の実施に関する計画(以下「都道府県計画」)を作成するものを「市町村計画」とし、市町村が作成することができることとした。また、都道府県計画を作成するに当たっては、医療計画及び都道府県介護保険事業支援計画との整合性を図るものとし、市町村計画を作成するに当たっては、市町村介護保険事業計画との整合性の確保を図ることとした。(第四條及び第五條関係)

4

都道府県が、都道府県事業(都道府県計画に掲載された事業をいう。)に関する経費を支持するため基金を設ける場合には、国は、政令で定めるところにより、その財源に充てるために必要な資金の三分の一を負担することとした。また、当該基金の財源に充てるため、国が負担する費用については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入をもつて充てることとした。(第六條及び第七條関係)

二 医療法の一部改正関係
1 地域における病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項
(一) 病床機能報告制度
診療所の管理者は、病床の機能区分に従い、基準日における病床の機能(以下「基準日病床機能」という。)及び基準日から一定期間が経過した日における病床の機能の予定(以下「基準日後病床機能」という。)並びに入院患者に提供される医療の内容等の情報を都道府県知事に報告しなければならないこととした。(第三〇条の二第一項関係、平成二十七年四月一日以降は第三〇条の三第一項)

(二) 地域医療構想の策定
都道府県は、医療計画において、地域医療構想(構想区域における病床の機能区分)の将来の病床数の必要量等に基づき、当該構想区域における将来の医療提供体制に関する構想をいう。)に関する事項、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項等を定めることとした。(第三〇条の四第二項関係)

(三) 地域医療構想を実現するために必要な措置
(1) 都道府県は、構想区域等ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者等の関係者との協議の場を設け、地域医療構想の達成の推進に必要な事項について、協議を行うこととした。(第三〇条の四第一項関係)

(2) 都道府県知事は、病院の開設等の申請に対する許可には、病床の機能区分のうち、当該構想区域における既存の病床数が、将来の病床数の必要量に達していないものに係る医療を当該許可に係る病床において提供することその他地域医療構想の達成を推進するため必要な条件を付することができることとした。(第七條第五項関係)

(3) 都道府県知事は、(一)の報告について、基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる場合等において、当該構想区域における当該基準日後病床機能に係る病床数が将来の病床数の必要量に既に達しているときは、当該報告に係る病院等の開設者又は管理者に対し、基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる理由等について、都道府県医療審議会での説明等を求めることができるものとし、当該説明等の内容を踏まえ、当該理由がやむを得ないものと認められないときは、都道府県医療審議会の意見を聴いて、基準日病床機能を基準日後病床機能に変更しないこと等を要請(公的医療機関等の場合にあっては、命令)することができることとした。(第三〇条の一五関係)

(4) 都道府県知事は、地域医療構想の達成の推進に必要な事項について、(一)の協議の場における協議が調わない場合等においては、病院等の開設者又は管理者に対して、都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該構想区域における既存の病床数が将来の病床数の必要量に達していない病床の機能区分に係る医療を提供しないこと等の必要な措置をとることを要請(公的医療機関等の場合にあっては、指示)することができることとした。(第三〇条の一六関係)

(5) 都道府県知事は、構想区域における療養病床及び一般病床の数が療養病床及び一般病床に係る基準病床数を超えている場合において、公的医療機関等以外の医療機関が正当な理由がなく、許可を受けた病床に係る業務を行っていないときは、当該医療機関の開設者又は管理者に対し、病床数の削減の措置をとるべきことを要請することができることとした。(第三〇条の一七関係)

(6) 病院等の開設者又は管理者が(3)、(4)及び(5)の要請に従わない場合は、都道府県知事は都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該病院等の開設者又は管理者に対し、勧告を行うことができるものとし、当該勧告若しくは(3)の命令又は(4)の指示に従わない場合には、都道府県知事はその旨を公表することができることとし、地域医療支援病院又は特定機能病院の承認を取り消すこと等ができることとした。(第二九條第三項及び第四項、第三〇条の一七並びに第三〇条の一八等関係)